

平成24年9月28日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

栃木県知事 福田 富一



平成24年7月12日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」Ⅱの8に基づく牛の「出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除」Ⅱの8に基づき、平成23年8月25日に定めた本県の牛の「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので、提出する。

## 出荷・検査方針

### 1 定義

- (1) 「全頭検査対象農家」とは、次のいずれかに該当する牛の飼養農家（東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら又は牧草（以下「汚染稲わら等」という。）の処分その他の飼養管理の改善を図るために必要な措置（8の（1）及び9の（1）をいう。）が実施されたことが栃木県（以下「県」という。）により確認され、かつ、過去6か月間に出荷した3頭以上（過去6か月間の出荷頭数が3頭に満たない場合にあつては、直近に出荷した3頭）の牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が全て25 Bq/kg以下であつたことにより、全頭検査対象農家とする必要がないとされた飼養農家を除く。）をいう。
- ① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛の飼養農家
  - ② その牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が100Bq/kg（平成24年3月31日までに行われた検査にあつては、500 Bq/kg）を超過した牛の飼養農家
  - ③ ①又は②に掲げるもののほか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかつた牛の飼養農家
- (2) 「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。
- (3) 「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て25 Bq/kg以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないものをいう。
- (4) 「農家別検査」とは、農家別に（その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員が認めた群がある場合にあつては、その群ごとに）県の職員等が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。

### 2 全頭検査対象農家

- (1) 全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、株式会社栃木県畜産公社、那須地区食肉センター又は株式会社両毛食肉センター（以下「3と畜場」という。）に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。
- (2) 全頭検査対象農家（既に(1)の検査が行われ、直近の検査結果が3頭連続（同一出荷日を除く。）して25 Bq/kg以下となつたものに限る。）の飼養する肥育牛（汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛を除く。）は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が全頭検査を行う場合には、栃木県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。
- (3) (1)の全頭検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛であるか、汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が25 Bq/kgを超えるときは、当該

全頭検査対象農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直しを行わせての上で、3と畜場に出荷するよう指導する。

### 3 全戸検査対象農家

(1) 全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）の飼養する牛は、3と畜場に出荷し、農家別検査を行うものとする。

(2) (1) の農家別検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が25 Bq/kgを超えるときは、当該全戸検査対象農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直しを行わせての上で、3と畜場に出荷するよう指導する。

また、県は、全戸検査済み農家に対しても、繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛の出荷が必要があると認める場合は、同様の対応を求めることとする。

(3) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、(4) の①から④に掲げる牛を除き、栃木県外に移動させ、又はと畜場に出荷して差し支えない。

(4) 全戸検査済み農家の飼養する牛のうち次に掲げるものについては、3と畜場に出荷し、全頭検査を行うものとする。ただし、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が全頭検査を行う場合には、栃木県外のと畜場に出荷して差し支えない。

① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの

② 福島第一原子力発電所の20km 圏内から事故後に移動してきた牛

③ 事故後に計画的避難区域（区域設定前も含む）で飼養されていたことがある牛

④ 全頭検査対象農家又は全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）から当該全戸検査済み農家に移動してきた牛

(5) 県は、農家別検査と併せ、安全性をより確かなものとするとともに、長年築き上げてきた栃木県産牛肉への信頼を回復させるため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるよう努める。

(6) 専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする等の全戸検査対象農家であって、事故等の事情がない限り牛をと畜場に出荷しないため農家別検査ができないものが飼養する牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が50 Bq/kgを超えないものに限る。）については、県が移動先の都道府県に対して、当該牛の飼養履歴や放射性セシウムの推定値をあらかじめ提示するとともに、当該牛が6か月以内にと畜場に出荷される場合には検査が実施されることが担保されるよう、十分に協議した上で、栃木県外に移動させることができる。その際、県は移動先の都道府県に対し、移動の日時、移動先の農家、移動する牛の個体識別番号等を通知する。

(7) 栃木県外から栃木県内に移動してきた12月齢未満の子牛をやむを得ず早期にと畜しようとする場合、県は必要に応じ移動元の県に当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会し、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が25 bq/kg を超えるときには、当該出荷農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼い直しを行わせた上で、3と畜場に出荷するように指導する。

#### 4 栃木県外のと畜場への出荷

(1) 県は、栃木県内で飼養されている牛が栃木県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

(4) 12月齢未満の子牛を栃木県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようとするど畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があった場合は、県はそれに応じるものとする。

#### 5 出荷計画

(1) 県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）又は全戸検査済み農家の別

② 全戸検査対象農家について行われた農家別検査の検査日及び検査結果

③ 3の(4)の①から④に掲げる牛の飼養の有無及びその個体識別番号

(2) 出荷計画は、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、生産者団体等が作成し、県及び関係者から構成される「栃木県肉牛出荷計画調整協議会」において、その作成する調整方法等により調整し、確定する。

(4) その際、3と畜場のと畜能力、県が放射性物質についての検査を依頼している検査機関の検査能力並びに4により栃木県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況

を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

## 6 3と畜場における管理等

### (1) 3と畜場における受入れ及び確認

3と畜場は、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

### (2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

- ① 3と畜場においては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。
- ② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、株式会社栃木県畜産公社においては宇都宮市職員、那須地区食肉センター及び株式会社両毛食肉センターにおいては県の職員の監視と指導のもとに、と畜場の職員又は県が指定した者が行う。
- ③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまで3と畜場内又は管理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。
- ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、基準値を超過したことが判明した場合は、株式会社栃木県畜産公社においては宇都宮市職員、那須地区食肉センター及び株式会社両毛食肉センターにおいては栃木県職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、基準値以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

### (3) 検査結果通知書の発行

- ① 上記に従って放射性物質の検査を行い、基準値以下であった牛の肉については、県が、「牛肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。
- ② 全戸検査済み農家に対しては、県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(4)の①から④に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、3と畜場又は4により受け入れ体制が整っている県外のと畜場への出荷を行う。

## 7 放射性物質についての検査結果が基準値を超過した場合の対応

- (1) 検査結果が、基準値を超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。
- (2) 県は、基準値を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

## 8 牛の飼養農家への指導

### (1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入調査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

#### (2) 出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有

県は、関係機関・団体等を構成員とする連絡会議を定期的に開催し、牛の飼養農家に対して、出荷・検査体制の周知徹底を行うとともに、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

#### (3) 情報の提供

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて、提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

### 9 適切な飼養管理を徹底するための措置

#### (1) 汚染稲わら等の管理等

「放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成24年3月30日）」等に基づき処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、次の事項を行う。

- ① 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、処分が行われるまでの間、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg 超の場合は隔離一時保管を行う。放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg 以下の場合は、保有農家等において、スプレーでの着色、シート等での被覆等を実施する。
- ② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、県と市町村は、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら等適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、関係団体等と協力して定期的に適切な保管がなされていることを確認する。処分された場合は、汚染稲わら等適正管理確認票にその旨を記載する。
- ③ 放射性物質検査の結果、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kg を超えることが確認された場合は、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定廃棄物としての申請を進める。

#### (2) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、「出荷制限の一部解除」の内容や適切な飼料給与などの飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、必要に応じ各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

#### (3) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

県は、給与する飼料の安全性を確保していくため、栃木県内全市町村を対象に、今

後収穫される飼料の放射性物質のモニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。

(4) 飼料販売業者等への指導強化

県は、飼料販売業者に対しては、定期的に聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよう指導する。

(注) この改正は、平成24年10月1日から適用する。

出荷・検査方針新旧対照表（栃木県）

新	旧
<p>1 定義</p> <p><u>(1)「全頭検査対象農家」とは、次のいずれかに該当する牛の飼養農家（東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら又は牧草（以下「汚染稲わら等」という。）の処分その他の飼養管理の改善を図るために必要な措置（8の（1）及び9の（1）をいう。）が実施されたことが栃木県（以下「県」という。）により確認され、かつ、過去6か月間に出荷した3頭以上（過去6か月間の出荷頭数が3頭に満たない場合にあつては、直近に出荷した3頭）の牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が全て25 Bq/kg以下であったことにより、全頭検査対象農家とする必要がないとされた飼養農家を除く。）をいう。</u></p> <p><u>① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛の飼養農家</u></p> <p><u>② その牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が100Bq/kg（平成24年3月31日までに行われた検査にあつては、500 Bq/kg）を超過した牛の飼養農家</u></p> <p><u>③ ①又は②に掲げるもののほか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛の飼養農家</u></p> <p>(2)「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。</p> <p>(3)「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て25 Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないも</p>	<p>1 定義</p> <p>(1)「全頭検査対象農家」とは、</p> <p><u>① 牛の飼養農家であつて、栃木県が実施した緊急立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかったもの</u></p> <p><u>② その肉の放射性セシウムについての検査結果が暫定規制値（500 Bq/kg）を超過した牛の飼養農家</u></p> <p><u>③ 牛の飼養農家であつて、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら（以下「汚染稲わら」という。）についての立入調査が行われていないものをいう。</u></p> <p>(2)「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。</p> <p>(3)「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て50 Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないも</p>

のをいう。

(4)「農家別検査」とは、農家別に(その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに)県の職員等が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。

## 2 全頭検査対象農家

(1)全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、株式会社栃木県畜産公社、那須地区食肉センター又は株式会社両毛食肉センター(以下「3と畜場」という。)に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。

(2)全頭検査対象農家(既に(1)の検査が行われ、直近の検査結果が3頭連続(同一出荷日を除く。)して25 Bq/kg以下となったものに限る。)の飼養する肥育牛(汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛を除く。)は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が全頭検査を行う場合には、栃木県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。

(3)(1)の全頭検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛であるか、汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が25 Bq/kgを超えるときは、当該全頭検査対象農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直しを行わせたとともに、3と畜場に出荷するよう指導する。

(4)栃木県外から栃木県内の全頭検査対象農家に移動してきた12月

のをいう。

(4)「農家別検査」とは、農家別に(その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると栃木県職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに)栃木県の職員が指定する1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。

## 2 全頭検査対象農家

(1)全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、株式会社栃木県畜産公社、那須地区食肉センター又は株式会社両毛食肉センター(以下「県内3と畜場」という。)に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。

(2)全頭検査対象農家(既に(1)の検査が行われ、その放射性セシウムについての検査結果が全て500 Bq/kg以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないものに限る。)の飼養する牛は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上栃木県が全頭検査を行う場合には、栃木県外のと畜場に出荷しても差し支えないものとする。

齢未満の子牛をやむを得ず早期にと畜しようとする場合、県は必要に応じ移動元の県に当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会し、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が25 bq/kg を超えるときには、当該出荷農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼直しを行わせた上で、3と畜場に出荷するように指導する。

また、県は、全戸検査対象農家に移動した場合にも同様の対応を求めることとする。

### 3 全戸検査対象農家

(1) 全戸検査対象農家(全戸検査済み農家を除く。)の飼養する牛は、3と畜場に出荷し、農家別検査を行うものとする。

(2) (1)の農家別検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が25 Bq/kg を超えるときは、当該全戸検査対象農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼直しを行わせた上で、3と畜場に出荷するよう指導する。

また、県は、全戸検査済み農家に対しても、繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛の出荷で必要があると認める場合は、同様の対応を求めることとする。

(3) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、(4)の①から④に掲げる牛を除き、栃木県外に移動させ、又はと畜場に出荷して差し支えない。

(4) 全戸検査済み農家の飼養する牛のうち次に掲げるものについては、3と畜場に出荷し、全頭検査を行うものとする。ただし、他の地

### 3 全戸検査対象農家

(1) 全戸検査対象農家(全戸検査済み農家を除く。)の飼養する牛は、県内3と畜場に出荷し、農家別検査を行うものとする。

(2) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、と畜場に出荷して差し支えない。ただし、次に掲げる牛については、県内3と畜場に出荷し全頭

方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が全頭検査を行う場合には、栃木県外のと畜場に出荷して差し支えない。

① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの

② 福島第一原子力発電所の20km 圏内から事故後に移動してきた牛

③ 事故後に計画的避難区域（区域設定前も含む）で飼養されていたことがある牛

④ 全頭検査対象農家又は全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）から当該全戸検査済み農家に移動してきた牛

（5）県は、農家別検査と併せ、安全性をより確かなものとするとともに、長年築き上げてきた栃木県産牛肉への信頼を回復させるため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるよう努める。

（6）専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする等の全戸検査対象農家であって、事故等の事情がない限り牛をと畜場に出荷しないため農家別検査ができないものが飼養する牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が50 Bq/kg を超えないものに限る。）については、県が移動先の都道府県に対して、当該牛の飼養履歴や放射性セシウムの推定値をあらかじめ提示するとともに、当該牛が6か月以内にと畜場に出荷される場合には検査が実施されることが担保されるよう、十分に協議した上で、栃木県外に移動させることができる。その際、県は移動先の都道府県に対し、移動の日時、移動先の農家、移動する牛の個体識別番号等を通知する。

検査を行うものとする。

① 汚染稲わらを食べた牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの

② 福島第一原子力発電所の20km 圏内から事故後に移動してきたもの

（3）栃木県は、農家別検査と併せ、当面の間は、安全性をより確かなものとするとともに、長年築き上げてきた「とちぎ和牛」を中心とする栃木県産牛肉への信頼を回復させるため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるよう努める。

#### 4 栃木県外のと畜場への出荷

(1) 県は、栃木県内で飼養されている牛が栃木県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

(4) 12月齢未満の子牛を栃木県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようとすると畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があった場合は、県はそれに応じるものとする。

#### 5 出荷計画

(1) 県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家(全戸検査済み農家を除く。)又は全戸検査済み農家の別

② 全戸検査対象農家について行われた農家別検査の検査日及び検査

#### 4 他の都道府県に所在すると畜場への出荷

(1) 栃木県は、県内で飼養されている牛が県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。また、栃木県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を栃木県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 栃木県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

#### 5 出荷計画

(1) 栃木県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度随時更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家(全戸検査済み農家を除く。)又は全戸検査済み農家の別

## 結果

### ③ 3の(4)の①から④に掲げる牛の飼養の有無及びその個体識別番号

(2) 出荷計画は、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、生産者団体等が作成し、県及び関係者から構成される「栃木県肉牛出荷計画調整協議会」において、その作成する調整方法等により調整し、確定する。

(4) その際、3と畜場のと畜能力、県が放射性物質についての検査を依頼している検査機関の検査能力並びに4により栃木県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

### 6 3と畜場における管理等

#### (1) 3と畜場における受入れ及び確認

3と畜場は、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

#### (2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

① 3と畜場においては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。

② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、株式会社栃木県畜産公社においては宇都宮市職員、那須地区食肉センター及び株式

### ② 3の(2)の①及び②に掲げる牛の飼養の有無及びその個体識別番号

(2) 出荷計画は、県内3と畜場の検査のためのと畜能力が限られていることを踏まえ、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、生産者団体等が作成し、栃木県及び関係者から構成される「栃木県肉牛出荷計画調整協議会」(以下「協議会」という。)において、その作成する調整方法等により調整し、確定する。

(4) その際、県内3と畜場のと畜能力、栃木県が放射性物質についての調査を依頼している検査機関の検査能力並びに4により栃木県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

### 6 県内3と畜場における管理等

#### (1) 県内3と畜場における受入れ及び確認

県内3と畜場は、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

#### (2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

① 県内3と畜場においては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。

② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、株式会社栃木県畜産公社においては宇都宮市職員、那須地区食肉センター及び株式

会社両毛食肉センターにおいては県の職員の監視と指導のもとに、と畜場の職員又は県が指定した者が行う。

③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまで3と畜場内又は管理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。

④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、基準値を超過したことが判明した場合は、株式会社栃木県畜産公社においては宇都宮市職員、那須地区食肉センター及び株式会社両毛食肉センターにおいては栃木県職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、基準値以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

### (3) 検査結果通知書の発行

① 上記に従って放射性物質の検査を行い、基準値以下であった牛の肉については、県が、「牛肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

② 全戸検査済み農家に対しては、県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(4)の①から④に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、3と畜場又は4により受け入れ体制が整っている県外のと畜場への出荷を行う。

## 7 放射性物質についての検査結果が基準値を超過した場合の対応

(1) 検査結果が、基準値を超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。

会社両毛食肉センターにおいては栃木県職員の監視と指導のもとに、と畜場の職員又は栃木県が指定した者が行う。

③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまで県内3と畜場内又は管理が確実にできるとして栃木県が指定する場所で保管・管理を行う。

④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、暫定規制値を超過したことが判明した場合は、株式会社栃木県畜産公社においては宇都宮市職員、那須地区食肉センター及び株式会社両毛食肉センターにおいては栃木県職員又は栃木県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、暫定規制値以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

### (3) 検査結果通知書の発行

① 上記に従って放射性物質の検査を行い、暫定規制値以下であった牛の肉については、栃木県が「牛肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

② 全戸検査済み農家に対しては、栃木県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(2)の①又は②に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、県内3と畜場又は4により受け入れ体制が整っている県外のと畜場への出荷を行う。

## 7 放射性物質についての検査結果が暫定規制値を超過した場合の対応

(1) 検査結果が、暫定規制値を超過した牛に由来する枝肉等については、販売を認めず、廃棄する。

(2) 県は、基準値を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

## 8 牛の飼養農家への指導

### (1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入調査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

### (2) 出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有

県は、関係機関・団体等を構成員とする連絡会議を定期的に開催し、牛の飼養農家に対して、出荷・検査体制の周知徹底を行うとともに、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

### (3) 情報の提供

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて、提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

## 9 適切な飼養管理を徹底するための措置

(2) 栃木県は、暫定規制値を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等について立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

## 8 牛の飼養農家への指導

### (1) 指導体制の強化

栃木県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入検査を実施し、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質の降下等による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

### (2) 出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有

栃木県は、関係機関・団体等で協議会を設置し、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

### (3) 情報の提供

栃木県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

## 9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置

7月22日から8月11日にかけて実施した栃木県職員による緊急立入調査では、1,890戸の県内全ての牛の飼養農家を対象に、飼料

(1) 汚染稲わら等の管理等

「放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成24年3月30日）」等に基づき処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、次の事項を行う。

① 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、処分が行われるまでの間、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg 超の場合は隔離一時保管を行う。放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg 以下の場合は、保有農家等において、スプレーでの着色、シート等での被覆等を実施する。

② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、県と市町村は、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら等適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、関係団体等と協力して定期的に適切な保管がなされていることを確認する。処分された場合は、汚染稲わら等適正管理確認票にその旨を記載する。

等の管理状況等について聞き取りを行うとともに、保有する稲わらからの放射線量をサーベイメーターで簡易測定し、汚染の疑義がある場合はゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施した。

こうした調査の結果に基づき、汚染稲わらを給与・利用した農家の特定を行ったところ、1,847戸の牛の飼養農家においては適切な飼養管理が行われていたが、43戸の牛の飼養農家においては、飼養管理の不備が確認された。

以上を踏まえ、次によりさらに適正な飼養管理の徹底を図る。

(1) 汚染稲わらの処分等

次の①から④の措置について栃木県職員がその実施について責任を持って管理する。

① 汚染稲わらの処分にあたっては、適切な処分方法を判断するため、放射性物質についての検査を実施しつつ、保管場所や処分の方法について、関係市町村等と連携・協議を行う。

② 暫定許容値を超える汚染稲わらについて、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、定期的に適切な保管がなされていることを確認する。

③ 汚染稲わらの利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、ブルーシート等での被覆、封印等を実施する。

④ 汚染稲わらについては、可能な限り速やかに処分することとし、処分されたことを確認の上、汚染稲わら適正管理確認票にその旨を記載する。

③ 放射性物質検査の結果、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kg を超えることが確認された場合は、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定廃棄物としての申請を進める。

(2) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、「出荷制限の一部解除」の内容や適切な飼料給与などの飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、必要に応じ各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

(3) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

県は、給与する飼料の安全性を確保していくため、栃木県内全市町村を対象に、今後収穫される飼料の放射性物質のモニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。

(4) 飼料販売業者等への指導強化

県は、飼料販売業者に対しては、定期的に聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよう指導する。

(注) この改正は、平成24年10月1日から適用する。

(2) 飼養管理指導體制の強化

栃木県は、関係機関・団体等と連携し、牛飼養農家に対して、定期的（約3か月に一度）な聞き取りや立入調査を実施し、適切な飼養管理を継続するよう指導を行う。

(3) 畜産農家への周知

栃木県は、出荷制限等に伴う急激な飼養管理の変更に対し、飼養管理マニュアルを配布するなど、各種情報を速やかに周知する。

(4) 稲わら販売業者等への指導強化

稲わら販売業者に対して、継続的に聞き取りや立入調査を実施し、適切な稲わらのみを扱うよう指導を行う。